

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」(経済財政運営と改革の基本方針2015)の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等に係る給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具貸与、住宅改修に係る給付は、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒や骨折を予防することで自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活を維持することにつながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具貸与や住宅改修費用が原則自己負担になれば、特に低所得者等弱者の切り捨てになりかねない。また、福祉用具の利用や住宅改修が抑制され重度化が進行し、結果として高齢者の自立的な生活が阻害され、介護保険給付の適正化という目的に反し、給付費の増大につながる恐れがある。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修に係る給付の見直しに当たっては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月27日

生 駒 市 議 会